平成２９年（フ）第４７４号
愛知県岡崎市日名本町18番地４　第１本町ハイツ　502
債務者　三浦　文美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９６号
愛知県岡崎市大樹寺３丁目18番地16　オリヴィエ　105、前住所愛知県知立市宝１丁目14番地２　エステート宝203号
債務者　松浦　修士
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１７号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１－７－204
債務者　菊池　秀典
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７１８号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１－７－204
債務者　菊池眞寿美
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７４１号
埼玉県川越市宮元町20番地１（メゾンａｉ101号室）
債務者　菅原　清史
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１３号
山口県宇部市大字西岐波1211番地10、従前の住所大分県由布市湯布院町川西243番地１
債務者　安平　好孝
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１１５号
山口県宇部市北琴芝１丁目３番４－404号北琴芝県営住宅Ｄ
債務者　田村　洋子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第３１０号
高知市種崎56番地３
債務者　種田　千恵
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１１号
高知市升形９番49号　シティガーデン升形505
債務者　西野利栄子こと　西野利榮子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５８号
高知市山ノ端町40番地　改住14号
債務者　坂本多美枝
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６５号
高知県南国市駅前町１丁目３番13号　森田マンション北棟202
債務者　西森菜穂美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２号
福岡県京都郡苅田町大字新津1505番地27（いこいの里小波瀬グループホーム）
債務者　野田　幸榮
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第６８０号
埼玉県富士見市大字鶴馬3237番地１　県営住宅富士見鶴馬団地１－201
債務者　後藤　智子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７３７号
埼玉県所沢市大字上安松1352番地の１
債務者　森田　道子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７４２号
埼玉県入間市扇町屋１丁目９番18号　アネックスヨシザワ201
債務者　内藤　雄太
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８１号
岡山県倉敷市中畝７丁目８番16号
債務者　渡邉恵理子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
岡山県倉敷市美和２丁目１番５号　美和ハイツ24号
債務者　石橋　　博
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係